

議会運営委員会会議録

令和5年1月26日(木)

(開 会) 10:00

(閉 会) 14:06

【 案 件 】

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会の取り扱いについて

○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

「新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会の取り扱いについて」、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

「新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会の取り扱いについて」という資料をご覧ください。その資料に沿って、説明をさせていただきます。

まず、今回の経緯について説明いたします。

令和4年12月飯塚市議会定例会最終日におきまして、地方自治法第100条に基づく「新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会設置に関する決議(案)」が提出され、原案可決されました。その後特別委員の選任を行い、本会議を休憩して正副委員長を互選した後、定例会を閉会としております。

新年を迎えまして、特別委員会の開催に向けて事務局で作業を進めておりましたところ、同決議案において、調査期限については、「調査が終了するまで」とだけ記載されており、参考書等で示されている書式例にあるような「閉会中もなお継続して調査を行うことができる。」という記載が欠落していたことが判明いたしました。

私ども議会事務局としましては、本決議案が議員提出議案として議員から提出されました際に、記載不足があることに気づき、指摘しなければいけなかったのですが、これに気づかず、そのまま議決し、閉会に至ってしまったことにつきましては、大変申し訳なく、心よりお詫び申し上げます。

地方自治法第119条において、「会期中に議決に至らなかった事件は、後会に継続しない。」、同第109条第8項において、「委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なおこれを審査することができる。」と規定されており、閉会中の継続審査事件とするためには議会の議決が必要となりますことから、本市議会においては、決議案の可決による特別委員会設置は初の事例となりますが、これまで議長発議による特別委員会の設置に際しましては、「これを閉会中の継続審査とし、付託期間は調査終了までといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。」という形で諮ってきた先例からしますと、調査期限を「調査が終了するまで」ということについては議決したものの、閉会中の継続審査とする議決については行われていないのではないかという疑義が生じます。

閉会中の継続審査とすることを議決していきなりとなりますと、この特別委員会に付託された調査事項は12月定例会の閉会をもって審議未了となり、特別委員会そのものも審議未了に伴

って消滅したというようにも捉えられます。

そうなりますと、現在準備を進めております特別委員会については、会議の開催はもちろんのこと、今後想定される選挙人その他の関係人に対する証人出頭要求や記録提出要求等、拒否すれば告発対象となり、最終的に刑事事件となりかねないような委員会の決定が、委員会はずでに消滅しているとの主張による調査の停滞や、後々裁判において争点となるようなことも十分想定される状況にあると言えます。

今回の疑義につきましては、今後、特別委員会が証人出頭要求など対外的に法的行為もなすことを踏まえると、慎重に調査すべきことから、事務局としては、専門家の助言をいただきたいということで議長に了承をいただきまして、全国市議会議長会、福岡県、市顧問弁護士2名に助言を求めました。

はじめに、全国市議会議長会につきましては、企画議事部より、次のとおり助言をいただいております。

問1として、昭和23年10月30日行政実例に基づけば、閉会中の継続審査とする議決を行っていない今回決議案により設置された特別委員会は、12月定例会閉会をもって審議未了、特別委員会消滅となるのではないか。

問2として、昭和27年10月31日行政実例及び地方自治法第109条第8項に基づき、「調査終了まで」という調査期限のみを定めた事件については、会期中、閉会中にかかわらず、調査を終了するまで審査を行うことが可能であると解されるのか。また、解される場合に、そのような取り扱いをした過去の事例や解説等があれば紹介いただきたいという質問に対しましては、原則として、特別委員会は付託された事件の審査（調査を含む）が終了したか否かにかかわらず会期の終了とともに当然に消滅すると解されています。

これは、議会は会期ごとに独立の存在として活動を営むとの原則（会期不継続の原則）地方自治法第119条に基づくものであり、議会閉会中における委員会の活動を認めた法第109条第8項は、この会期不継続の原則の例外を規定したものと解されています。

この規定により、継続審査に付された特定の事件に関する限り、特別委員会は閉会中も、また、次の会期においても引き続き存続すると解されています。

この際、継続審査の議決において、①特に期限を定めない場合と、②特に期限を定めた場合とで、それ以降の手續については差異があることを示したのが、昭和27年10月31日行政実例です。

すなわち、①特に期限を定めなかった場合には、次の会期まで特別委員会は存続するものと解されますから、次の会期中にさらに審査を終わらない場合は、再度継続審査の議決が必要となります。

これに対し、②特に期限を定めた場合には、その期間中何回会議が開かれても会期の都度継続審査の議決を行う必要はないものと解されています。

これについては、「特別委員会に付議された条例案の審査につき、審査終了まで審査期限を延期する旨の議決がされた場合においては、定例会が数回にわたり開かれても、右特別委員会は審査終了まで右条例案を継続して審査することができる」とする判例もあります。

以上を前提とすれば、①対象となる調査事件の内容、②会期最終日に提出されたこと、③調査期間について、質疑、討論において議員から疑義が示されなかったことから、今回の照会における「調査が終了するまで」という調査期限については、閉会中の継続審査も包含された議案であると議会が認識し議決したと推察します。

もちろん、他の自治体議会でなされており、また各種文献にも記載されているように、「調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる」旨を明記した決議案の方が、今回のような疑義や問題が生じる余地がなく、貴市の先例にも沿うことから望ましかったことは言うまでもありません。

次に、事例ですが、調査を行っておりませんので網羅的なデータはありませんが、インターネットで検索する限り、議長発議の特別委員会設置について、次の事例があるということで、資料のほうに、さいたま市議会の事例を紹介されています。

問3として、本特別委員会が無効ではないかという疑義がある中で、このまま特別委員会を開催していくことに対し異議を唱える議員もいるため、この際、臨時会を開催して不備不足のない形で新たに特別委員会の設置を議決することについては問題ないか。

問4として、結果として特別委員会が継続していると判断された場合に備え、臨時会を開催して新たに特別委員会を設置する際、それに先立って現在の特別委員会の廃止決議を可決することについてはどう考えるかという質問に対し、上記問1及び問2に対する考えから、問3のように新規に設置議決を行った後、12月定例会最終日において設置議決がなされた特別委員会が存続していると判断された場合、全く同一の調査を行う特別委員会が2つ存在するという法令上あり得ない事態が生じますので消極に解します。

一方、問4のように廃止議決を行ってから設置議決を行うことは、12月定例会最終日において設置議決がなされた特別委員会が存続していることとなることから、有効に存続している委員会を廃止し、全く同一の事項を調査する特別委員会を新たに設置することとなり、住民等の理解を得られないおそれがあると考えます。

従いまして、最終的に貴市のご判断により問3及び4のような対応を採る場合であっても、当該特別委員会が存続しているか否かについて、議員間でコンセンサスを得られるよう十分議論するとともに、後日の住民や報道機関からの指摘、また住民監査請求等に備え、執行機関と十分に協議しておく必要があると考えます。

なお、12月定例会における議決に法的な瑕疵があると執行機関が判断するならば法第176条第4項に基づく再議、当該再議は違法と判断したときは、再議しなければならない義務規定に付して、違法性を治癒するのが法の趣旨なので、問3及び4のような対応ではなく、執行機関が法第176条第4項に基づく再議を行うことも考えられます。

問5として、上記のほか、特別委員会の設置に関して明確にすることができるような手段があればご教示いただきたいという質問に対し、本会には地方自治法の有権解釈権がありませんので、福岡県 企画・地域振興部 市町村振興局 行財政支援課へ本件について照会し、その回答を得てからご判断いただくのが適当と考えますとの回答でございました。

次に、福岡県につきましては、市町村振興局 行財政支援課より、文書で回答すると、その文書が独り歩きする可能性があるため、口頭での回答とするとのことでしたが、次のとおり助言をいただいております。

地方自治法第109条の逐条解説のとおり解釈で、「[解釈]6 委員会は、議会の内部組織であるから、その活動は原則として、議会が活動能力を有しているとき、すなわち議会の開会中に限られる。ただ、その会議中に結論を得るに至らなかった事件について特に必要がある場合、議会閉会中においても委員会をして、引き続いて審査させることが例外的に認められている(第8項)。この議会閉会中の委員会の審査については、特定の具体的な事件につき議会の閉会中に特定の委員会をして審査させる旨の議決を必要とする。」という記載があり、今回は、「調査が終了するまで」と記載があるものの、「閉会中もなお調査を行うことができる」という議決はないことから、継続審査は、立証できないものとする。

明確に継続審査が議決されていることが立証できない以上、このまま委員会を進めることは適切でないとする。とのことでした。

次に、市顧問弁護士のうち、まずお一人については次のような助言をいただいております。

通常であれば、委員会については目的達成まで存在するものと解されるため、どちらかと言えば、委員会の設置は有効であり、閉会中も審査できるのではないかと考えるが、事例等もなく、根拠が見つからないため、はっきりした答えは出せない。

ただし、このまま百条調査を進めた場合には、証人の出頭拒否など、法的に争われることが予想され、委員会運営の安定性を欠くと考えられるため、再度結論を出すものとして、臨時会を開催し、特別委員会設置の議決をやり直すほうがリスクは少ないと考える。

なお、委員会設置の議決を2回行うことについては、違法とならないのではないのかと考える。とのことでした。

次に、もう一人の顧問弁護士からは、次のような助言をいただいております。

参考文献や行政実例の記載は極めて不明確であり、「調査終了まで」との記載だけで、議決事件が閉会中に継続されたのか、会期終了をもって審議未了となるのか、どちらの解釈もあるように見える。

参考文献「地方議会100条調査の実務」の(4)では「継続審査の議決があれば、次の会期まで存続される」との記載がある。また、なお書き以降に、「審査終了まで」という議決を行えば存続できるとの行政実例の解説があるが、行政実例の3では「継続審査に付する旨の議決を経ておけば」との記載があり、全体的に見ると「継続審査」の議決は必要なものではないかと考える。

仮にこのまま特別委員会を進めたとしても、議決の内容が不十分であるため、出頭請求に応じないことや裁判において不利に働くことが想定される。

このままの状態でも特別委員会を進めていくことと、臨時会において新たに特別委員会を設置することを比較した場合、新たに委員会を設置するほうが違法性は低く、安全であると考えられる。

なお、参考文献の(3)に、新しい特別委員会へ調査事件を再付託した時点で、元の委員会は消滅するとの解説があり、これによれば委員会の廃止を議決する必要まではないと考える。とのことでした。

資料6ページ以降に、ただいまの助言にあたって参考とされた文献と該当箇所を抜き出して掲載しております。説明につきましては省略させていただきます。

ただいまご説明しましたとおり、全国市議会議長会の助言と福岡県の助言が、ほぼ反対の内容となっております。どちらを選択すべきか非常に悩ましい状況でございます。

このような場合にどう対応すべきかということで、「議員・職員のための議会運営の実践」という参考書に該当する記載があり、資料の8ページに掲載しておりますので、読み上げさせていただきます。

「法令等の解釈権は議長にあること。」当該議会での法令の規定を運用するのは議長ですから、法令の解釈権は議長にあります。事務局は議長を十分補佐する義務があります。例えば市町村が都道府県に、都道府県は自治省、現在の総務省でございますが、に対し法令の解釈について照会しますが、それは一つの参考意見を求めるに過ぎません。また議長は新たな解釈をする場合、議会運営委員会に諮問することが考えられます。議長は議会運営委員会からの答申を尊重すべきですが、法的に拘束されません。このように議会関係の法令、先例、議会運営委員会決定事項をどう解釈するかは、当該議会の議長にあります。との記載がございます。

このことを踏まえまして、議長より議会運営委員会に対する諮問という形で、本日、議会運営委員会を開催いただいた次第です。

議会運営委員会から答申をいただきましたら、その答申と助言を参考として、今回の特別委員会の取り扱いを議長において決定していただいております。

次に、議長の諮問の内容についてご説明いたします。

タイトルに「特別委員会の取り扱いに係る対応策について(案)」と記載しております資料をご覧ください。

議長の諮問につきましては、資料の上段に対応策として記載しておりますが、「①特別委員会は継続しているものとして、このまま特別委員会を進めていくこと。」、「②特別委員会は消滅しているものとして、臨時会を開催し、閉会中も調査できる旨も含めて新たに特別委員会

設置を議決した後に特別委員会を進めていくこと。」のいずれの対応とすべきかということについてでございます。

どちらを選択するとしても懸案事項がございまして、①の「このまま特別委員会を進めていく場合」につきましては、「議会としてこのまま進めてよいと判断したとしても、結果として12月定例会の会期終了をもって特別委員会が消滅しているとみなされれば、特別委員会の法的行為は無効となる」という心配がございまして。

一方、②の「新たに特別委員会を設置する場合」は、「結果として12月定例会の議決により特別委員会が継続しているとみなされれば、特別委員会を重複して設置することとなること」と「臨時会を開催する必要があるため、これに日数を要すること」でございます。

議会運営委員会におきまして、このどちらの方法を選択すべきかご協議いただき、議長に対して答申を行っていただくこととなりますが、議長において、①の「このまま特別委員会を進めていくべき」と決定された場合には、このまま特別委員会を進めていただくということになります。

もう一方の②の「新たに特別委員会を設置すべき」と議長が判断された場合には、議会運営委員会において、地方自治法第101条第2項の規定に基づき、特別委員会の設置を付議事件とする臨時会招集請求の議決を行っていただいております。

議長は、この議決に基づいて、市長に臨時会招集請求書を提出し、市長は、請求の日から20日以内に臨時会を招集しなければならないこととなっております。

招集日が示されましたら、議会運営委員会を開催の後、招集日に臨時会を開催していただきまして、特別委員会の設置につきましては、いったん議決されたものでございますので、議長の発議により、閉会中も調査できる旨も含めて新たに特別委員会設置を議決していただき、その後特別委員の選任についても同じ委員構成で議決していただきました後、正副委員長互選を行っていただければ、「新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会」を開催できることとなります。

以上、新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会に係るこれまでの経緯と対応状況並びに議長より諮問されました新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会の取り扱いに係る対応策についての説明を終わります。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、まず、事務局の説明に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

説明資料の中で、特別委員会が消滅しているのではないかと、または、無効ではないかという表現があるんですけども、その問題提起というか、そのことを疑義と表現しているんでしょうか。

○議会事務局次長

ただいま説明をしましており地方自治法のその文言、そのものを読みますと、継続審査の議決を行っていないのではないのではないかと。そういう部分がちょっと疑義としてございますので、もし継続審査を議決していないということになれば、調査事件については、定例会の会期終了をもって審議未了。調査事件が審議未了となりましたら、特別委員会は消滅するというふうな判断になるかと思っておりますので、その部分が疑義というふうと考えております。

○川上委員

今は、審査未了で消滅ということについて、それを疑義と呼んでいるというお話だったと思っておりますけれども、資料の中では、これは全国市議会議長会への問の中で、資料3ページの問3なんですけれども、「本特別委員会が無効ではないかという疑義がある中で」と表現しています

ね。この無効ということについては、先ほどの消滅という表現とは別にあるんだけど、この無効というのは、これは疑義と書いているわけですね。これについて説明してもらっていいですか。

○議会事務局次長

私ども全国市議会議長会のほうに、こういう形で問合せを行っております。すみません、そのときに表現が至らなかったかもしれませんが、現時点で本特別委員会が消滅していれば、今後の委員会の開催が無効というような考え方で、こういうふうな問合せをさせていただきました。

○川上委員

12月定例会最終日に決議したんですね。だから、それは有効でしょう、特別委員会は。事務局の感じていることは、その有効だったものが、閉会と同時に審議未了で消滅したのではないかという、そういう意味ではないんですか。だから、特別委員会の無効という表現は、不当ではないかと思えますけれども、お考えをちょっと聞かせてもらえますか。

○議会事務局次長

委員のおっしゃるとおり12月定例会最終日の決議案が可決された時点で、特別委員会の設置はなされたというふうに事務局としても判断をしております。その後、継続審査の議決はなかったのではないかということで、もしそれがないということになりましたら、調査事件は審議未了で、特別委員会は消滅というふうな、12月定例会の会期終了をもって消滅というふうな考えを持っています。この表現は悪かったのかもしれませんが、現時点で特別委員会は無効ではないかという考え方で、こういうふうな問合せをさせていただいたところでございます。

○川上委員

これはおかしいよね、明らかに。この本特別委員会が無効だという疑義があるというのは、誤りでしょう。ちょっと誤りであるというふうな認識に立つかどうかというのは重要だと思うので、ちょっと確認したいと思います。

○議会事務局次長

委員おっしゃるとおり本特別委員会は無効という、ここにこういった書き方をしております。それについてはちょっとやはり問題があったのではないかと。特別委員会を開催しても無効となるのではないかという表現をすべきだったと思っています。申し訳ありません。

○川上委員

だから、少なくともですよ、12月定例会閉会までは、有効に決議が行われ、機能したわけですね。閉会後について疑義があるということですよ。それをちょっと確認しておきたいと思うけれど。

○議会事務局次長

おっしゃるとおり、12月定例会終了後の特別委員会の位置づけについて、疑義があるということでございます。

○川上委員

位置づけというのは、法律上、ルール上存在しているかどうかという意味での疑義なんですよ。それでね、この疑義は、先ほどからの説明によれば、議会事務局がという言い方をするんだけど、議会事務局の中で疑義を認定するというのはどういう形で行われたんですか。

○議会事務局次長

先ほど、経過でも説明はさせていただいております。細かい説明はしていませんが、1月5日木曜日、この日の5時以降、私ども特別委員会の準備を進めておりました。その中で、当時の12月定例会の会議録、まだ実際に完成までに至っておりませんが、そういった原稿等を読み返す中で、閉会中の継続審査とする旨の文言がないことに気づきまして、これはちょっと、事務局としてもミスをしてしまったのではないかというふうに考えました。それを受

けまして、その後、6日の日に事務局、その当時、上司ももう帰宅しておりましたので、6日の朝一で事務局のほうでも協議をしまして、その内容をもって、議長のほうに相談をさせていただいたところでございます。

○川上委員

先ほどから議会事務局、議会事務局と呼んでいるわけですがけれども、議会事務局長の職責との関係では、この疑義はどうなるかという問題意識なんですよ。だから、議会事務局は集団で議論して、多数決をして、疑義があるというようなことをするわけがないわけですね。そうすると、議会事務局長が疑義があるという判断をしたということになるわけですか。

○議会事務局長

その翌日に報告を受けまして、この文言が欠けているということを、報告を受けた段階で、議会事務局内で協議を行いました。やはり、この文言がないことについて、後々問題が生じてはいけませんので、慎重に協議すべきだということで、局内で結論を出した次第でございます。

○川上委員

局内だと最後言われたけれど、私は先ほど言っているでしょう。局内で多数決をとるわけですか。事務局長の職責との関係で、どうなのかということを知っているわけですよ。局内ではどういう意味ですか。局長においてという意味ではないのですか。

○議会事務局長

最終的には私の判断で、事務局としての意思決定でございますが、最終的には事務局長の判断で、議長にご相談申し上げた次第でございます。

○川上委員

だから、ぼやかすつもりはないかもしれないけれど、事務局で意思を形成したとかさ、何と言いましたか、局内とかね、そういう曖昧さを残していつているとね、この問題は打開の道が開かれない。だから、事務局長が疑義があるという認識を持ったわけでしょう。そうなんですよ。

○議会事務局長

そのとおりでございます。

○川上委員

そうするとね、事務局長が疑義を持つわけだけれど、事務局のメンバーから説明を聞いてということだと思ふけれど、先ほど、決議に文言が欠けているという表現をされましたね。これは文言が欠けているわけですか、事務局長の認識としては。どういう意味ですか、欠けているというのは。

○議会事務局長

先ほど経過の説明の中でも少しお話をいたしました。今まで、特別委員会を決定する際には、議長発議でしておりました。その中の文言ではっきりと「閉会中の継続審査を行うことにご異議ありませんか」という、皆さんにお諮りをしてきたという経緯がございます。今回は、初めて決議案をもってこれを議決したわけでございますが、その中にはその文言がなかったということについて問題があるというふうに認識をした次第でございます。

○川上委員

この認識はおかしくないですか。欠けているか否かというのは、決議の有効性を問うていく言葉なんですよ。法令に照らして、ルールに照らして、決議をした。それによって調査をしようとする。欠けているというわけにはいかないでしょう。

○委員長

ちょっと川上委員いいですか。次に意見を聞きますので、意見のところ述べていただけますか。今は質疑だけ。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

休憩 10:31

再開 10:32

委員会を再開いたします。

○川上委員

事務局長が疑義と言ったのは、このまま進めると疑義が生じるのではないかと思ったということだけなのでしょう。違うんですか。

○議会事務局長

疑義が生じ、この委員会がもしも万一、消滅しているということであれば、今後の委員会運営に支障を来すという大きな問題が生じるというふうに認識をいたしましたので、このような判断をした次第でございます。

○川上委員

そうすると、欠けているという判断、事務局長の判断は言い過ぎだと。それから、疑義は自分が研究をして疑義があるという判断したのではなくて、このまま特別委員会が調査に入ると、そこで疑義が生じるのではないかという認識を持ったということをおっしゃっているように思いますけれど、そういうことですかね。

○議会事務局長

そのとおりでございます。

○川上委員

そうすると、その段階では心配はしたけれど、解釈上の疑義を議会事務局長は持っておったわけではないということになります。そこで、この全国市議会議長会に質問をしようと、アドバイスを受けようということなだけけれど、これを決めたのは、いつですか。

○議会事務局次長

全国市議会議長会のほうには1月6日の日に問合せをさせていただいております。最初は、電話のほうで問合せをさせていただきました。

○川上委員

そのあとの展開を聞かせてください。

○議会事務局次長

先ほども説明しましたが、1月5日の時点で、私ども、最終的には1月6日の朝ですけれども、参考書等の資料によると、やはり継続審査の議決をしていないのではないかという判断を私どもはしております。議会事務局はしております。その上で、通常こういった本の参考書を基に解釈する場合、全国市議会議長会のほうに意見を求めておりますことから、電話で問合せを行いました。そうしましたときに、今回の文書での回答でもございますけれども、昭和27年の行政実例を基にすれば、そのまま委員会は継続したものという判断になるのではないかというふうな電話のご回答がございました。その際、特に今回は法的な行為をなす委員会でございますので、もしかしたら私ども電話で相談する際に、伝えきれなかった点があるかもしれない。また、電話で聞いた際に聞き取れていなかった部分があるかもしれない。そういったことがありますと、後々また問題となりますので、文面に問合せを行ったところでございます。その結果は先ほど資料でお示しした内容でございます。

○川上委員

1月6日の段階で全国市議会議長会に問合せをして、電話で、ちょっと私の表現で申し訳ないけれど、ざくっと言えば、出来ないことありませんと。それで、2つ委員会をつくるのはどうかと思いますとまで言われて、普通は胸をなでおろすところではないかと、理由も言われているわけですから。それで終わらずに、さらに問合せをしようという決断がよく分からないわけですね。これは議長の指示ということなのか、事務局長の判断なのか。そのところの、文書で問合せをしようという決断のところを少し、どういう責任関係でなっているのか聞かせ

てください。

○議会事務局次長

先ほどもちよっとご説明はしましたけれども、電話での議長会への問合せ、先ほど言いましたように、もしかしたら伝えきれていなかったことがあるかもしれない。また、聞き漏らしていることがあるかもしれないという状況がございました。それを踏まえて、やはりこれは、議長会は文面での問合せも対応しておりますので、文面で対応したほうがいいのではないかとということで、事務局内部でそういった意思決定をしまして、議長のほうにもご相談をしております。その際、合わせて地方自治法の解釈に関しましては、福岡県のそういった相談窓口がございました。また、市の顧問弁護士もお2人いらっしゃいますので、そういったところにも、このご相談をしたいというふうに議長のほうにご相談をしました。そういうふうに判断をしたのは、やはり、今後、特別委員会が証人出頭要求であったり、対外的に法的行為をなすことを考えますと、やはりこの最終的には、結論がまた大きな問題になりかねないというふうなことも考えましたので、しっかりとした見解を出したいというふうに、事務局として考えました次第です。

○川上委員

さっき、これを文書で問合せをすることについては、事務局で意思決定をしたと言いましたね。それは、事務局長の意思だということなのか、何なのかよく分からないですよ、事務局で意思を決定したとかさ。決定機関なんですか、事務局は。違うでしょう。事務局で意思を決定するとかいう表現そのものが本来おかしいよね。違うんですかね。誰の意思が事務局で決まったんですか。

○議会事務局長

最終判断は私が行いまして、議長の了承を得て実施したものでございます。

○川上委員

最終判断というようなことを言う必要はないでしょう。事務局長が意思を固めて、議長にお話をしたということなんでしょう。何ですか、最終的にはと。事務局長が事務局メンバーからの提起をおかしいと言い続けて説得されて、意思を決めたというようにも聞こえる表現なんですよね。どういうことなんですか。

○議会事務局長

当然、内部で協議をした結果、私が決断をいたしまして、議長のほうに了承を得て、実施に至ったわけでございます。

○川上委員

議長に了承を求めるときに、その文案、この内容を市議会議長会に送りますという問合せ文は、議長に見てもらったわけですか。

○議会事務局長

文案は見えていただいていません。

○川上委員

ちょっと先に聞こう。議長はこの送付文書はいつ見たのでしょうか。お尋ねしていいですか。

○議長

その1日後か2日後だったと思います。

○川上委員

そのときには既に送付済みということなんですね。文書の決裁は誰がしたのですか、全国市議会議長会への問合せ文の決裁は。

○議会事務局長

私でございます。

○川上委員

それはどういう形で行うのですか。起案、職員、係長、次長、局長という決裁をするわけですか。

○議会事務局長

そのとおりでございます。

○川上委員

決裁記録は残っているわけですね。

○議会事務局長

残っております。

○川上委員

そういう状況の中で、先ほど太田次長が認めたような本特別委員会が無効であるというような、ではないかという疑義がある中でというような文言を押し込んでいるよね。この認識が、議会事務局の中で、事務局長の決裁で入っているわけですよ。先ほど次長が誤ったと、正しくなかったという趣旨のことを言いましたけれど、議会事務局長の責任というのは重大だと思っておりますね。

さらに、疑義の問題について言うと、この資料の3ページ、問3の続きになりますけれど、「このまま特別委員会を開催していくことに対し異議を唱える議員もいるため」と書いているでしょう。議会事務局長は、この異議を唱える議員、これは単数形になっていますよね。単数でしょう。どういう認識で、どういう事実があって、この表現を事務局長は盛り込んだのか、お尋ねします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 44

再 開 10 : 56

委員会を再開いたします。

○議会事務局長

はい。すいません、1月10日の日に1回目の委員会を予定しておりましたが、こういうことがございまして中止の連絡をさせていただいたわけですが、その後ですね、議長のほうから、各議員の皆さんから問合せがあった場合につきましては、現時点での現状を、丁寧に説明を申し上げるように指示がございましたので、それで、実際に問合せがございまして、そういったご意見をいただいた経緯がございましたので、そのような表現をさせていただきました。

○川上委員

このまま特別委員会を開催していくことに対し異議を唱える議員、これは誰ですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 57

再 開 10 : 57

委員会を再開いたします。

○議会事務局長

申し訳ございません。お名前は控えさせていただきたいと思います。

○川上委員

いるわけですか。

○議会事務局長

はい、お問合せをいただいた方がおります。

○川上委員

それは1人なんですか。

○議会事務局長

複数の議員の方でございます。

○川上委員

会派はどこですか。同一会派ですか、別の会派ですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:58

再 開 11:00

委員会を再開いたします。

○議会事務局長

どこの会派の方ということは、私のほうからは申し上げられません。

○川上委員

なぜ。理由を聞かせてください。

○議会事務局長

今後の委員会の運営に支障が出る可能性があるという判断をしたからでございます。

○川上委員

この委員会を開催することに対して異議を唱えると言っているのに、委員会を開いたときにどんな支障があるわけ。最初からあるじゃない。じゃあね、議長にも知らせずにつくった文書、勝手に議長の名前で、全国市議会議長会に送った文書ですよ、これ。「このまま特別委員会を開催していくことに対して異議を唱える議員もいるため」という言葉は、なぜ盛り込んだんですか、この文章の中に。問3の中に入れた理由は何ですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:01

再 開 11:01

委員会を再開いたします。

○議会事務局長

今後の委員会運営等に支障が出てはいけないというふうに判断したからでございます。

○川上委員

いや、意味が分かりません。この言葉を入れ込んだ意味が分からない。この言葉を入れた意味を、どういうつもりでこれを入れたのかとお尋ねしているんですよ。

○議会事務局長

意見が分かれるというふうに推測されますので、そうなりますと、先ほど申し上げましたとおり、委員会の中でいろいろと支障が出てくる可能性があるというふうに判断したからでございます。

○川上委員

回答になってないでしょう。これを入れる意味は何なのかと聞いているわけですよ、この文言の中で。そもそも、問3は、本委員会が無効ではないかという疑義がある中でという、あなた方が訂正というか、誤ったという言葉に続く言葉なんですよ。そして特別委員会を開催していくことに異議を唱える議員が誰も言わない、会派も言わない。なんて言ったかも分からない。異議を唱えるわけ、疑義を唱えるわけ。しかも議長に隠れてつくった文書やろ、これ。

議長、この文書は1日か2日後にお知りになったということなんですけど、このことについては、そもそも6日、この案件については、事務局長から6日、お聞きになったということなんですけど、議長は、それをお聞きになった後ですね、副議長に相談したのではないかと思います。

ますけど、それはいつ頃、情報提供して、お話になったか覚えてありますか。

○議長

多分、その連絡をもらったときに、それは副議長にも伝えるように指示したのではなかったかなと思いますけども、ちょっとそここのところが曖昧なんですよね、私も。

○川上委員

副議長には、議長の指示があったかどうか、今、曖昧だとおっしゃったのであれですけど、事務局長は、坂平末雄副議長には、いつ第一報というか、報告しましたか。

○議会事務局長

1月6日に報告しております。

○川上委員

それは秀村長利議長に報告して、そのように連絡しなさいという指示があったためにしたんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:05

再 開 11:05

委員会を再開いたします。

○議会事務局長

副議長の立場もよく承知をした上ではございますが、副議長でございますので、状況の報告はさせていただきます。議長からの指示がございました。

○川上委員

それは、どういった場所で報告したんですか。

○議会事務局長

副議長の事務所に出向きまして、直接報告をいたしております。

○川上委員

何時頃ですか。

○議会事務局長

午後4時30分でございます。

○川上委員

副議長の事務所はどこですか。

○議会事務局長

飯塚市小正でございます。

○川上委員

それは後援会事務所のことですか。

○議会事務局長

そこまでは承知いたしておりません。

○川上委員

自分が行った場所がどういう場所か分からないということなんですね。それで、なぜそこに行ったんですか。副議長の執務室でね、報告してもしかるべきではないかと思うけど、なぜその事務所に行ったんですか。来てくださいと言われたんですか。行きましようと言ったんですか。それとも、双方あうんの呼吸で行くことになったんですか。

○議会事務局長

副議長のご都合を伺いまして、その時間なら事務所にいるからということでございましたので、事務所に赴いて、ご説明申し上げた次第でございます。

○川上委員

この案件は、過去に例を見ない深刻な問題だというふうに思ったわけでしょう、あなた方ね。で、副議長は、そうか、大変なことだと。自分がそっちに行くよというふうに言わずに、自分の時間が空いたときに来てくれということになったんですね。ちょっと確認してください。

○議会事務局長

そのとおりでございます。

○川上委員

議会事務局長と坂平末雄副議長の間柄とは、そういう関係なんですか。副議長と事務局長の間柄というのは、こういう重大な案件が生じておるのにね、相手の時間が空いたときに行きましようというような間柄なんですか。ちょっと確認してください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:09

再 開 11:10

委員会を再開いたします。

○議会事務局長

そういう間柄というのが、どういう間柄かちょっと私には分かりませんが、副議長でございます。ほかの議員さんたちも同じでございますが、副議長だからといって、特別にどうこうするというような認識は持っておりません。

○川上委員

えっとね、副議長だから、特別に職責があるんだから、こういう重大案件が生じているときに、きちんと執務室に来てもらうとかね、あるいは自分のほうから飛んでくるというようなことがあるのではないかと思うわけですよ。

そしたらね、6日の4時半、お会いになったんだけど、どういうやりとりになりましたか。副議長から何か聞かれたこと、あるいは指示があったことなどがあるんですか。

○議会事務局長

特に指示はございません。説明を申し上げまして、現状はこのとおりでございますということで、分かったということでございました。

○川上委員

何時に終わったんですか。

○議会事務局長

申し訳ございません。はっきりした時間は記憶しておりませんが、30分程度でお話は終わったというふうに考えております。

○川上委員

そこで、このまま特別委員会を開催していくことに対し異議を唱える議員もいるためと、わざわざ書き込んでいるんですよね。議長に了承もなくつくる文書だけど。この疑義の中に、副議長が先ほど報告して特別な指示はないと言われたんだけど、この日、もしくはその後、副議長から開催に異議を表明するような場面というのはなかったですか。

○議会事務局長

ございませんでした。

○川上委員

そこで、地方自治法の176の第4項についてなんだけど、先ほど簡潔に説明があったけど、この案件との関係でどういう意味合いがあるのか、お尋ねします。

○議会事務局次長

先ほど議長会からの回答の中にございました。もう一度読み上げますと、なお12月定例会における議決に法的な瑕疵があると執行機関が判断するならば、法第176条第4項に基づく

再議に付して違法性を治癒するのが法の趣旨であるということでございますが、私どもがちょっとこれを考えますに、12月定例会における議決に法的な瑕疵があったかと言われますと、特別委員会の設置議案については、そのもの自体は瑕疵はないというふうに私は考えております。したがって、それに基づく再議というのはちょっと考えられないのかなというふうに考えております。

○川上委員

議会事務局次長は瑕疵はないと考えると。瑕疵はないですよ。それで、執行部はこの間に、議決以降ですね、この決議に瑕疵があるというような意思表示をしたことがありますか。

○議会事務局次長

ございません。

○川上委員

1月10日の閉会中ですよ。1月10日の特別委員会の開催に当たり、12月定例会閉会とともに、審議未了、終結しているのではないですかと。特別委員会が存在するんですかと。1月10日の第2回調査特別委員会に応じられませんというようなことが、何か執行部から言ってきていますか。

○議会事務局次長

そういったことはございません。

○川上委員

関係職員に対する通知はまだしてなかったんですかね。1月10日について、やりますというの。

○議会事務局次長

委員会の開催に当たりましては、特別委員会の委員長から、議長に対して執行部の出席説明要求を行います。それを受けて議長から市長に対し、出席を求める通知を行っております。これはもう既に行っております。

○川上委員

そうするとね、全体として、閉会中の審査あるいは特別委員会の存在そのものについて疑念を持っているというのは、議会事務局長と、それから名前を明らかにしない議員、会派だけだということになるわけですね。その事実を事務局長は、なぜ書くのであれば、書かないのか、全国市議会議長会に対し。一部に存在するかどうか分からないんですよ。今の話では、名前も言わないんだから。存在そのものがおぼろげな者のことを書いてですよ、何を引き出そうとしたのかと思うわけですよ。

最後にしますけど、1月6日4時半から30分ぐらい居たということなんだけど、事務局長、坂平末雄副議長の事務所、何の事務所か分からんところに行ったんだけど、議会事務局長は誰と一緒にきましたか。

○議会事務局長

太田次長と2名で参りました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

1点、資料要求をしたいと思います。昭和56年12月23日の横浜地裁の判決文について、資料要求をいたしますので、委員長においてお取り計らいをお願いいたします。

○委員長

事務局にお尋ねいたします。ただいま江口委員から要求がありました資料は、提出できますか。

○議会事務局次長

インターネットでその判例について掲載されているものがございますので、それを提出することは可能です。

○委員長

お諮りいたします。ただいま江口委員からの要求がありました資料については、要求することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、議会事務局に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 11 : 19

再 開 11 : 19

委員会を再開いたします。

資料につきましては、サイドボックスに掲載をしております。

○江口委員

提出ありがとうございます。この資料は私自身、今回百条委員会の副委員長をしております。それで、開催ができるかどうか、疑義が生じたという打合せの中で、事務局のほうからいただいたものであります。この分について確認したいんですが、この裁判の中で、原告側は、鎌倉市の議決がきちんとできていないというお話をされています。それに間違いございませんか。

○議会事務局次長

原告側につきましては、議会において継続審査がされていないというふうな主張をされております。

○江口委員

7ページが一番下の辺りになりますか、原告側の主張の一部を読みます。本件条例は、昭和44年12月2日の鎌倉市議会において、継続審議の議決が行われていないので、当然に廃案となったものであり、本件条例に基づく本件各処分が違法無効である。と記載ございます。今回の案件と非常に類似していると思いますが、どのようにお考えになりますか。

○議会事務局次長

私もこの判例・判決文を読んでおります。その中で私のほうでちょっと気になっておりましたのが、13ページですね、一番下段にございます。4の本件条例制定手続ということで、ちょっと読み上げさせていただきますが、原告らは、本件賦課処分を定めた条例は、その条例案が昭和44年12月2日の鎌倉市議会臨時会において、継続審査に付する旨の議決がなされておらなかったため、同日の臨時会の閉会とともに廃案となった旨主張すると。しかしながら、地方自治法第110条第3項、これは昔の、今は法改正があって109条第8項になりますけれども、議会の議決により付議された特定の事件については閉会中もおこれを審査することを妨げないと規定しており、これによれば、特別委員会は議会の閉会中においても、また数会期にわたっても継続審査をなし得ると解されている。そして、特別委員会に付託する際、「審査終了まで」継続審査に付する旨の議決を経ておけば、後会において再度継続審査に付する旨の議決は必要ないと解され、このやり方は地方議会において一般に行われている方法である。とあります。これは市議会議長会のほうが実例として示した昭和27年の行政実例も同じような表現なんですけれども、ここでちょっと気になりますのが、今の14ページの上から2行目の終わりから3行目、特別委員会に付託する際に「審査終了まで」継続審査に付する旨の議決を経ておけば、と書いております。ここで「審査終了まで」継続審査に付する旨ということでございますので、やはりこの継続審査というものが書いていない今回の決議案が、そこに該当するののかというのはちょっと気になっているところです。

また、この実例につきましては、「審査終了まで」継続審査に付する旨を1回議決しておけば、定例会の都度、継続審査の議決は必要ないですよというような実例でございますので、そ

の点もちょっと気になっているところでございます。

○江口委員

今お答えになったのは、被告側の主張の部分なんです。で、その後ろのね、後ろから2ページぐらいかな、後ろから3ページ目の一番下に、これは、裁判所の判断を示しているところなんですけれど、4 本件条例の適法性とあります。これからずーっとあって、次のページの真ん中あたりに、5の直前に、したがって、特別委員会が審査終了まで本件条例案を継続して審査する権限を有して存続したことについて何ら違法な点はなく、本件条例案は廃案になったとの原告らの主張は全く理由がないから、これを採用することができない。とあります。ざっくり言って、原告側は条例の制定手続に問題があったんだと。継続審査ができてなくて、廃案になっているじゃないかということを行っているんだけど、被告側、鎌倉市側は、これについては問題がないんだと。きちんとやっているじゃないかという話をしている。裁判所としても、これについては、原告の主張に対しては、採用することはできないという判断をしているわけなんです。ある意味、これかなり似てると思うんです。その点はいかがですか。

○議会事務局次長

確かに似てる、似てるというか、この裁判自体は1回継続審査の議決をしたから、それ以降毎定例会、継続審査の議決をしなくても、調査終了をするまで継続審査とすることで、毎回継続審査を諮る必要はありませんよという裁判ではないかなというふうには判断しております。そういったこともあって疑義が生じたので、今回そういったですね、市議会議長会、それから福岡県、そういったところに助言を仰いだところでございます。

○江口委員

私は、この判例自体は、今回の百条委員会の存続の有無というか、閉会中の審査ができるかできないか、考えるときに、やれるというふうな論拠の一つであると考えます。

最後に1点、お聞きいたします。経緯の中で、1月5日の終業後に、この部分が明らかになったというふうな説明をなされましたが、この問題は議会事務局がお見つけになったのか、それともほかの方々が見つけて、これこういうこと、問題があるんじゃないかというお話があったのか、その点はいかがですか。

○議会事務局次長

すみません、私どもが準備を進める中で、私どものほうで気づいたものでございます。特に外部からそういったご意見をいただいたということではございません。

○江口委員

正副委員長として協議をする中で、外部からの指摘があったというお話を聞いた覚えがあるんですが、それは私の空耳だったんでしょうか。

○議会事務局次長

私どもが作業、事務を進める中で、ちょっとおかしいんじゃないかということの判断に至りまして、議会事務局のOBの職員の方、そういった方に相談はさせていただいたところがございます。

○江口委員

議会事務局のほうが見つけて、OBのほうに相談をしたということですか。それともOBが見つけて、これ大丈夫なのという指摘があったので、最終的に疑義があるかどうかを判断するのは、事務局として判断することはあると思いますよ。疑義があると思ったので議長に相談をする、正副委員長に相談をするという手続を踏むんでしょう。見つけたのは、議会事務局の方が見つけるというのも不思議だと思うんですよね。1月5日の終業時間後と言われたんだけど、もう実際の委員会を開く直前ですよ。現実には、私自身は6日の朝に日程調整の件で事務局のほうから連絡がありました。そのときは何ら慌てている様子もなく、これこれこうだったよとお返事をして、役所に来たら、何かちょっと、いや問題が生じているような形があって、

昼前にお話があったわけですが、そう考えると、私自身、OBの指摘で、最初の発端は事務局OBの指摘であったのではないですか。

○議会事務局次長

今回、決議案をもって特別委員会を設置するという形で、議会運営をしております。その中で、前回の私ども飯塚市議会で過去に設置をした特別委員会とちょっと語り方が違ったよねというような話を、OBの職員の方と話をしておりました。その中で、決議案を見た際に、また会議録ですね、本会議の会議録、作成した会議録を見た際に、これはちょっと、その文言が抜けていたのではないかという判断に至ったところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

ちょっと初耳なことを聞いたのでね、ちょっとお尋ねするんだけど、議会事務局OBとは誰のことですか。

○議会事務局次長

総務部長でございます。

○川上委員

それが5時以降だったわけ、5時というか、終業時間後の話だったんですか。

○議会事務局次長

総務部長とそういった特別委員会の語り方が違うよねという話をしたのは、いつだったかちょっと記憶にございませんけど、それ以前の話でございます。で、私どもが作業を進めていく中で、1月5日の日に、そういった今言った決議案の中にその文言が入ってなかったということをですね、この時点で認識したということでございます。

○川上委員

12月定例会の後ですか、前ですか。要するに、設置の前の話なんですか、設置の後の話なんですか。総務部長が異議を出したのは。

○議会事務局次長

別に総務部長は異議ということではございませんけれども、もちろん12月定例会本会議終了後の話でございます。

○川上委員

それについて議会事務局は考慮せずに、1月6日まで5日間、年末年始もありますけど、そういう感想に対し、聞いたけども放置しておったということになりますか。

○議会事務局次長

放置していたということではございませんけれども、準備をしていく中で、そこに気づいたということでございます。

○川上委員

問題がないから、継続審査とすることについて、問題がないから放置していたんだけど、何らかの理由があって、そうだということになったわけではないんですか。

○議会事務局次長

何らかの問題があってということではございません。事前に準備を進める中で、決議案それから会議録の内容を見たときに、閉会中の継続審査という言葉がなかったことに気づいたということでございます。

○川上委員

先ほど江口委員が、江口徹議員が、資料要求した件ですけど、この判例の、我々が今とらえるべき本質は、ここにあるのではないかということをお尋ねするんだけど、いろいろ述べた後に、ここは仮にと書いてあるんですけど、仮に本件条例案の審議手続について若干の法律的議

論の余地があり得るとしても、余地と書いているんですよ。疑義とか書いてない。本件条例成立の有効性については前述した市議会の自律的判断が尊重されてしかるべきであり、裁判所に直接その有効無効の判断を求めるのは相当でないと言わなければならないと。ここに本質があるのではないかと。で、裁判の際にいろいろ言われたりすると困るからというようなことを事務局は心配しているようだけど、もともとこの官製談合というのは分厚い壁があるわけですから、これを突破して調査しようとするれば、いろんな障害が生まれますよ。証人としての出頭ないし記録の提出を正当な理由がなく拒否すればね、委員会が告発するという、そういう性質の委員会なんです。最初から裁判が前提というか、なり得る委員会なんです。そういう覚悟が要るわけね、権限があるだけではなくて。だから裁判になったらどうしようかみたいなニュアンスでね、事務局は言うんだけど、それは裁判を受けるのではなくて、こっちは裁判するほうじゃないんですか。だから、いずれにしてもね、この問題、壁を突き破るときには、裁判になるんですよ。刑事に関わることがあっても、もちろん告発しますからね。だから、そういうような趣旨、覚悟が要るというようなことを、ここでは言っているわけではないんですか。地方議会ないし議長にそういう覚悟が要りますよということを言っているわけではないんですか。私はそう思うよ。事務局はそういうことでは理解してないですか。

○議会事務局次長

委員のおっしゃることも理解はできるんですけども、私ども1月5日の日にですね、こういった、決議案の中に閉会中の継続審査という言葉がなかったことに気づきましたときには、非常にもうどうしたらいいかということですね、判断を悩んだところでございます。ただ、もしこれをこのままですね、正直、誰も気づかなければもちろんそのまま進めても問題なかったかもしれません。ただ、気づいた以上はですね、議会事務局として、こういった疑義があることを、やっぱり議長にお知らせし、また、その中で、議会の中でご協議いただくことが、最善の選択肢と思いましたので、こういった形で、時間はかかっておりますが、進めさせていただいているところでございます。

○川上委員

2回目のもう最後にしようと思えますけど、長年の慣例の中でやってきているやつから言えばね、事務局の人たちが動揺したのはやむを得ないのかなという気はしないでもない。しかし、それを奇貨としてね、本特別調査委員会の無効を訴えてみたり、閉会中の審査については疑義がある。まして裁判とかなったらどうしようかみたいな話をね、そこまで発展させていくのは異常だと思います。

それで、全国市議会議長会が、私は答えを言っていると思うんですよ。だから、議長がその覚悟でね、調整すればいいのではないかと思うけど。議長どう思われますか。

○委員長

川上委員、それ、この後にしよう、意見のときに。

暫時休憩いたします。

休憩 11:40

再開 11:40

委員会を再開いたします。

もう川上委員いいですか。質疑いいですか、質疑。(発言する者あり)だからさっきのは、意見のところ。もう後はないですね。ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

次に、特別委員会の取扱いについて、各委員のご意見を伺いたいと思えますけど、ご意見はありませんか。

○瀬戸委員

先ほど事務局から、全国市議会議長会、福岡県、市顧問弁護士2名からの助言について報告がありました。福岡県は改めて特別委員会設置を議決すべきという考え方で、市顧問弁護士2名についても、改めて特別委員会設置を議決したほうが、今後の特別委員会の運営がスムーズにいくのではないかという意見だと、私は理解します。全国市議会議長会については、閉会中の継続審査も包含された議案であると、議会が認識し、議決したと推察しますとする一方で、新たに特別委員会を設置する対応をとる場合であっても、議員間でコンセンサスを得られるよう、十分議論するよう述べられており、新たに特別委員会を設置することを完全に否定しているわけではありません。もし議長がこのまま特別委員会を進めるという決断をし、結果的にこの特別委員会が無効と判断された場合には、その責任を全て議長が負わなければいけなくなる可能性もありますし、飯塚市議会の先例に基づいて進めていくのであれば、継続審査を明確に議決していない特別委員会は消滅しているものとして、新たに特別委員会を設置するための臨時会を開くべきだと私は考えます。

○委員長

ほかに意見はありませんか。

○川上委員

私は12月議会で設置した調査特別委員会は、調査終了までを調査期間としており、その議決をしたのは、議会の最終日なんです。で、第1回調査特別委員会も行き、正副委員長も選任し、その報告をして、言わばその直後に、閉会となることを全ての議員が了承したわけです。ここには閉会中の審査を排除する理由は何もないので、全国議長会がアドバイスしたとおり、議長において決断をして全議員が支えていくという方向で今回設置の調査特別委員会は、速やかに活動を進めていくべきだというふうに考えています。

○委員長

ほかにご意見はありませんか。

○江口委員

私もこのまま進めるべきであると考えております。理由については、複数のところから回答が返ってきているわけですが、文面として返ってきたのは議長会のみで、議長会については詳細に理由等々が述べられており、非常に説得力あるものと考えます。また、もう一つは、判例、先ほど資料で出させていただきました昭和56年12月23日の横浜地裁の裁判結果を見ると、同様にこれについては有効に考えるべきであると考えます。

また、あともう1点、日程を考えても、先ほど川上委員が言われましたように、議会最終日の提案であり、私ども議会としては、当然のことながら、閉会中審査というのを念頭に置いての議決でありましたし、私どもの任期そのものも4月までと限られている中で、臨時会をやるとなりますと、最長で考えると非常に、もうそれこそ3月議会が開会する時期とかぶるような形になります。日程的にも厳しく、それについては選択するべきではないと考えます。以上です。

○委員長

ほかに意見はありませんか。

(な し)

暫時休憩いたします。

休 憩 11:45

再 開 13:21

委員会を再開いたします。

討論の前に、答申の方法について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

答申の方法でございますが、議長より2つの対応策が提出されておりますので、これを①、

②の順にお諮りいただいております。具体的には、まず、「①特別委員会は継続しているものとして、このまま特別委員会を進めていくべき」と議長に答申すべきとすることについて、挙手でお諮りいたします。次に、「②特別委員会は消滅しているものとして、臨時会を開催し、閉会中も調査できる旨も含めて、新たに特別委員会を議決した後に、特別委員会を進めていくべき」と議長に答申すべきとすることについて挙手でお諮りします。それを受けて、議長への答申につきましては、採決の結果だけではなく、その人数も含めて答申をしていただいております。ご審議方、よろしくお願いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、この件につきましての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。答申の方法については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

討論を許します。討論はありませんか。

○兼本委員

私は1番のほうの考え方でいきたいと思っております。理由はですね、まず、百条委員会が消滅したかどうかといった問題というところ言えばですね、熊本市議会事務局長あての行政課長回答とか、いろいろ資料をいただいておりますが、その中でも、調査終了までという議決を経ておけば、特別委員会の継続審査というのはできるということが書いてあります。また、「地方議会研究会の議員・職員のための議会運営の実際」というところにも、百条調査の継続議決は会期の都度行うのが原則ですが、調査終了までと議決されていれば、調査できると、次の定例会、臨時会は調査できますというようなことも書いてあります。ということで、この百条委員会の継続調査というのはできるものだというふうに考えております。

もう一つ、閉会中の委員会はどうなのかといったことに関しては、全国市議会議長会のほうからも、先ほどからあったように、今回の対象となる調査事件の内容や、会議の最終日に提出されたということと、調査期間について、質疑、討論において議員から疑義が示されなかったことから、「調査が終了するまで」という調査期限については、閉会中の継続審査も含まれる議案であると議会が認識し、議決したと推測されるということですので、私は1番の方向で行っていいのではないかとこのように考えております。以上です。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○川上委員

私は数字で言えば1番、百条調査特別委員会は、なお存在し、これからの調査活動を市民からも期待されているものとみなしております。考え方としては、決議、設置において何ら瑕疵がないという判断です。そのことについては、既に議会事務局長において議長の指示を受けて、全国市議会議長会に問合せをし、文書において問合せをし、回答を得た内容とも合致するものです。すなわち全国市議会議長会は、以上を前提とすれば、①対象となる調査事件の内容、②会期最終日に提出されたこと、③調査期間について、質疑、討論において議員から疑義が示されなかったことから、今回の照会における「調査が終了するまで」という調査期限については、閉会中の継続審査も包含された議案であると議会が認識し、議決したと推察しますという指摘があるわけですがけれども、もう一つの視点は、法律上争う余地がある場合において、地方自治の責任、地方議会の責任において判断するというのは当然だと思うわけです。裁判所などに判断を求める、その上で市議会の運営を決めていくというようなことはあり得ないということも申し上げておきたいと思っております。

それから、なお今日の午前からの議会運営委員会で明らかになったことについて、幾つか指摘しておきたいと思えます。一つは、全国市議会議長会に対する問いは、文書で行い、文書で回答を得ているわけでありませぬ。その一方で、福岡県に対しては口頭で得た回答を議会事務局の責任でまとめると。また同様に、市の顧問弁護士2人からの回答についても、同様ということであれば、それらの回答について位置づけ方がまるで変わってくるというふうにするわけですね。こういうやり方を、なぜするのかということがあります。それから、もう一つは、全国市議会議長会に対する質問文書についてです。これについて、議長には、質問するという内容は、了承を得ているということでしたけれども、文面そのものについて了承を得ていない。議会事務局長の決裁で送付するというようなやり方がまかり通るのかと、これだけ大きな事件で、というふうにも思えるわけですね。さらに言えば、その全国市議会議長会への問合せの内容において、午前中の質疑の過程で、議会事務局が、問3において、「本特別委員会が無効ではないかという疑義がある中で」という文言については、不相当であるということを確認したことは重大だと思えます。さらに、続けてある文言で、「このまま特別委員会を開催していくことに対し異議を唱える議員もいるため」というふうに記載があるわけですねけれども、この異議を唱える議員がいるかどうかについて確認しようとしたけれども、名前も言わないし、会派名も言わないという状況では、果たしてこれが真実なのかと、事実なのかとさえも指摘せざるを得ない状況です。考えてみれば、今回の疑義があるという言い方については、議会事務局、議会事務局長が議長に申出たというのがきっかけになっておりますけれども、議会全体ないし執行部からも疑義が出されたことはなく、議会事務局サイドが、なぜこのように疑義だと、無効だ無効だと言うのかについては、それ自身が、今後、調査もしたいと思うところです。

以上で、1番に対する賛成討論としたいと思えます。従って2番は反対です。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○江口委員

私も1番の特別委員会は存続しているものとして、このまま進めていくというふうな案をとるべきだと考えております。懸案事項として挙げておられます、特別委員会が消滅しているとみなされるようなことになれば、特別委員会の法的行為は無効となるということでございますが、先ほど質疑の際に示したように、横浜地裁の判決、そしてまた全国議会議長会の回答等を考えると、十分、①の案については成り立つ理由があると考えています。またあわせて、今回議会運営委員会できちんとこの①を選択し、答申を出し、そしてなおかつ、議会としての法解釈権を持つ議長が、そのような判断をするとするならば、その懸念については払拭されるものと考えます。またあわせて、地方自治法第109条8項においては、委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができるという規定がございます。先ほど紹介いたしました、109条8項の読み方を、調査終了までときちんと議決をしているということをお考え合わせると、この点からも有効であると考えます。

また、他方で、②の特別委員会は消滅しているものとして臨時会を開催するというふうな考え方については、消滅していないというふうな考え方が、先ほど兼本委員がお話しされたように、福岡県の口頭での説明の中にも入っておりますし、弁護士の見解の中でも考え方が分かれており、消滅しているというふうには弁護士のほうからも明言はされておられません。そうすると、この懸念事項にあるように重複して設置していることとなり、そのこと自体がまた新たな懸念事項として、紛争の種となりかねませぬ。また手続的に考えても、②を選んで答申をしました。そのあと、議長がそのように法解釈を決定したとしても、その後、付議事件としての臨時会招集の議決ですね、それを議会運営委員会がするのか、それとも議員の4分の1であるのかについても、まだ不確定でありますし、なおかつ、その後、付議事件として臨時会が招集なされたとしても、改めて特別委員会を設置する議案を、どなたが出すのか、そしてまた人選

がどうなるのか、そういうことを考えると、不確定なことが非常に多い、多過ぎる。そういったことを考えると、リスクとしてはかなり大きいと言わざるを得ない。また、住民監査請求ですね、議会として何をやっていただくと、貴重な時間を無駄に費やしたのではないかとかですね、そういった批判を受けることもあるでしょうし、住民監査請求のリスクさえあるというふうな指摘もございます。そういったことを考え合わせると、②は選ぶべきではないと考えます。以上です。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○瀬戸委員

私は、2番の特別委員会は消滅しているものとし、臨時会を開催し、閉会中も調査できる旨も含めて新たに特別委員会設置を決議した後に、特別委員会を進めていくほうに賛成の立場で討論いたします。先ほどの事務局からの説明にもありましたように、地方自治法第119条において、会期中に議決に至らなかった事件は後会に継続しない。同109条8項において、委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができるという規定により、閉会中の継続審査事件とするためには、議会の議決が必要となるため、本市議会においては、決議案の可決による特別委員会の設置は初の事例となるが、これまで議長発議による特別委員会の設置に際しては、「これを閉会中の継続審査とし、付託期間は調査終了までといたしたいと思います。これにご異議ありませんか」という形で諮ってきた先例からすれば、調査期限を「調査が終了するまで」ということについては議決したものの、閉会中の継続審査とすることについては、行われていないのではないかとこの疑義が生じている点と、顧問弁護士さんの見解にありますように、このまま百条委員会を進めた場合には、証人の出頭拒否など、法的に争われることが予想され、委員会運営の安定性を欠くと考えられるため、再度結論を出すものとして、臨時会を開催し、特別委員会設置の議決をやり直すほうがリスクは少ないと考える。なお、委員会設置の議決を2回行うことについては、違法とまらないのではないかと考える。もう1人の顧問弁護士の先生においても、仮にこのまま特別委員会を進めたとしても、議決の内容が不十分であるため、出頭請求に応じないことや裁判において不利に働くことが想定される。このままの状態でも特別委員会を進めていくことと、臨時会において新たに特別委員会を設置することを比較した場合、新たに委員会を設置するほうが違法性も低く、安全性であると考えられるという回答がありますので、2番のほうに賛成の立場で討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○江口委員

ちょっと言い残しがありましたので、補足させていただきます。本日、資料として提出されました調査特別委員会の取り扱いについての資料の3ページのほうに、さいたま市議会の会議録が掲載されています。さいたま市議会の中では、決算特別委員会について、同じように調査期間については調査終了とまでとすることといたしたいと思いますというふうな形で、閉会中の継続審査というものは取り計らいをしております。これが、この令和2年だけかなと思って複数年調べたんですが、さいたま市議会は毎年このような取扱いをしているようでございます。ということは、現実には、他の地方議会でも同じように閉会中の継続審査ときちんと明記はされていないんだけど、実際にはそれが有効として取扱いがなされている事例があるということを考え合わせても①でやるべきだと思っております。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。お諮りいたします。まず、「①特別委員会は継続しているものとして、このまま特別委員会を進めるべき」と議長に答申すべきとする委員は、挙手願います。

(挙 手)

次に、「②特別委員会は消滅しているものとして、臨時会を開催し、閉会中も調査できる旨も含めて新たに特別委員会を議決した後に、特別委員会を進めていくべき」と議長に答申すべきとする委員は、挙手願います。

(挙 手)

議長がおられますので、議会運営委員会として、「特別委員会は継続しているものとして、このまま特別委員会を進めていくべき」とする委員が、出席委員7名中3名、「特別委員会は消滅しているものとして、臨時会を開催し、閉会中も調査できる旨も含めて新たに特別委員会を設置し、設置を議決した後に、特別委員会を進めていくべき」とする委員が、出席委員7名中4名であることを答申いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 13:41

再 開 13:53

委員会を再開いたします。

それでは、議長お願いします。

○議長

ただいまの答申を受け、議長といたしましては、新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会については、消滅しているものと判断しますので、臨時会を開催し、閉会中も調査できる旨を含めて新たに特別委員会設置を議決した後に、特別委員会を進めていくこととしたいと思っております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:53

再 開 13:54

委員会を再開いたします。

臨時会の招集請求について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

臨時会の招集請求についてご説明いたします。

先ほど議長より、新たに特別委員会を設置すべきとの判断が示されました。速やかに特別委員会を開催するためには、臨時会を開催し、特別委員会の設置について議決していただく必要がございます。地方自治法第101条第2項において、「議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。」と規定されておりますことから、この際、「新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会の設置」を、会議に付議すべき事件とする臨時会の招集請求について、お諮りしていただいたと考えております。

ご審議方、よろしく願います。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

今、特別委員会は消滅しているものとしてということですが、理由はどのようなことで消滅しているんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:56

再 開 13:57

委員会を再開いたします。

○議会事務局次長

本日、冒頭にご説明をしましたが、今回、決議案の中で、調査期限を調査が終了するまでということについては議決をしておりますが、閉会中の継続審査とする議決については行われていない。そして閉会中の継続審査とすることを議決していないとなりますと、この特別委員会に付託された調査事項は、12月定例会の閉会をもって審議未了となり、特別委員会そのものも審議未了に伴って消滅したというご判断を議長がされたというふうに考えております。

○兼本委員

ただですね、閉会中の継続審査をする、しないは別にしてですよ、調査終了までと議決されたわけですよ、今回。そうすると、次の定例会や臨時会で調査もできますということも、この地方議会研究会の中には書いてあるんですが、これとの整合性というのはどのようにお考えなんですか。

○議会事務局次長

そういった見解も含めて議会運営委員会の皆様に答申をいただきまして、その上で議長が判断されたということになりますので、そこについてはちょっと、答弁のしようがございません。すみません。

○兼本委員

であるならば、例えば私のように考えて、この特別委員会、それこそ懸案事項でありますように、継続しているというふうに考えることもできるわけですよ。そうした場合には、どのような対策をお取りになられるんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:59

再 開 14:05

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「新体育館移動式観覧席の入札に関わる官製談合等調査特別委員会の設置」を付議事件とし、臨時会の招集を請求することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、「新体育館移動式観覧席の入札に関わる官製談合等調査特別委員会の設置」を付議事件とし、臨時会の招集を請求することに決定をいたしました。

議長がおられますので、法律的には20日以内ということなので、市長に対して、できるだけ早い臨時会招集の請求をお願いいたします。

本日の審査はすべて終了いたしましたので、これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。